

# 宮崎県工業技術センター開放実験室運営要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、宮崎県工業技術センター管理規則（平成10年規則81号。以下「管理規則」という。）に基づき、宮崎県工業技術センター（以下「センター」という。）が設置する大開放実験室及び小開放実験室（以下「開放実験室」という。）の運営を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

**第2条** 開放実験室とは、センターが中小企業等の試験研究や商品開発を支援する目的でセンター内に設置する貸研究室をいう。

## (申請)

**第3条** 開放実験室の使用を希望する者は、開放実験室使用許可申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えてセンターの所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 経歴等を記載した書類
- (2) 研究計画を記載した書類
- (3) 役員名簿（別記様式第2号）
- (4) その他所長が必要と認める書類

## (使用期間)

**第4条** 開放実験室の使用期間は、1年以内とする。

## (使用の許可及び選定基準)

**第5条** 所長は、申請書を受理したときは、これを審査し、適当であると認められるときは、開放実験室の使用を許可することができる。

- 2 所長は、開放実験室の使用を許可するときは、開放実験室使用許可書（別記様式第3号。以下「使用許可書」という。）により通知を行うものとする。
- 3 所長は、開放実験室の有効な活用が図られるために開放実験室を使用する者（以下「使用者」という。）の選定要領を別に定める。

## (使用許可の更新)

**第6条** 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を更新することができる。ただし、更新できる回数は2回までとする。

- (1) 使用者が現在着手している事業について、使用許可の更新を行うことによってその成果が得られる状況が明らかな場合
  - (2) 天災その他予期できない事態により、事業活動が十分できなかった場合
- 2 使用者は、前項の規定による使用許可の更新を希望する場合、開放実験室の使用期間が満了する日の2月前までに、開放実験室使用許可更新申請書（別記様式第4号。以下「更新申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて所長に提出しなければならない。
- (1) 使用開始日から当該申請日が属する月の直前の月末までの事業実績の概要及び更新しよ

うとする期間における事業計画を記載した書類

(2) その他所長が必要と認める書類

3 所長は、更新申請書を受理したときは、これを審査し、適当であると認められるときは、前条第2項の規定により、使用者に通知を行うものとする。

#### (使用期間の延長)

第7条 所長は、天災その他予期できない事態等により使用者の使用期間満了後の事業継続に支障がある場合は、第4条及び第6条第1項に規定する期間を超えて、使用期間を延長することができる。ただし、延長できる回数は1回までとし、期間は6月を超えない範囲とする。

2 使用者は、前項の規定による使用期間の延長を必要とする場合、開放実験室の使用期間が満了する日の2月前までに、開放実験室使用期間延長申請書（別記様式第5号。以下「延長申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて所長に提出しなければならない。

(1) 使用開始日から当該申請日が属する月の直前の月末までの事業実績の概要

(2) 延長しようとする期間及び期間満了後の事業計画を記載した書類

(3) その他所長が必要と認める書類

3 所長は、延長申請書を受理したときは、これを審査し、適当であると認められるときは、開放実験室使用延長許可書（別記様式第6号）により、使用者に通知を行うものとする。

#### (変更の届出)

第8条 使用者は、申請書に記載された事項に変更があったときは、開放実験室変更届出書（別記様式第7号）により、速やかに所長に届け出なければならない。

#### (使用条件)

第9条 使用者は、所長が別に定める宮崎県工業技術センター開放実験室使用規程（以下「使用規程」という。）を遵守しなければならない。

2 使用者は、開放実験室を使用する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

3 使用者は、使用許可書に記載されている使用目的以外のために開放実験室を使用してはならない。

#### (使用の制限)

第10条 所長は、管理規則第4条の規定のほか、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、開放実験室の使用を拒み、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) この要綱又は使用規程に違反した場合

(2) その他開放実験室を使用することが適当でないと所長が認める場合

2 使用者は、前項の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに開放実験室を明け渡さなければならない。

#### (報告書の提出)

第11条 使用者は、開放実験室の使用を終了したときは、速やかに開放実験室使用報告書（別記様式第8号）を所長に提出しなければならない。

#### (原状回復義務)

第12条 使用者は、開放実験室の使用を終了したとき、又は第10条の規定により使用許可を取り消

されたときは、自己の費用で直ちにこれを清掃し、使用開始時の原状に復さなければならない。

2 所長は、前項の原状回復を確認し、不備があると認められた場合は、使用者に対し適切な措置を講じるよう指示することができる。使用者は、指示に従い、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(補則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、開放実験室の運営管理に必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

## 開放実験室使用許可申請書

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長 殿

申請者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

開放実験室を使用したいので、宮崎県工業技術センター開放実験室運営要綱第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 使用目的

2 使用希望室

大 ・ 小

3 使用希望期間

から 月間

4 開放実験室で試験研究を行う職員の所属、職、氏名及び連絡先（複数となる場合は、別紙一覧表としてよい。）

所属

職

氏名

連絡先

5 その他参考事項

## 役員名簿

法人名： \_\_\_\_\_

（令和 年 月 日）

役職名	フリガナ 氏名	性別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

（注1） 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載ください。

（注2） この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

## 開放実験室使用許可書

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった開放実験室の使用については、宮崎県工業技術センター開放実験室運営要綱第 条第 項の規定により次のとおり許可します。

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長

1 使用目的

2 使用室番号

3 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（ 月間）

4 その他

様式第4号（第6条関係）

## 開放実験室使用許可更新申請書

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長 殿

申請者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

開放実験室の使用許可を更新したいので、宮崎県工業技術センター開放実験室運営要綱第6条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

更新の必要性	
現在の使用許可番号	令和 年 月 日付けシレイ ー 号
現在の使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
更新希望期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

様式第5号（第7条関係）

## 開放実験室使用期間延長申請書

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長 殿

申請者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

開放実験室の使用期間を延長したいので、宮崎県工業技術センター開放実験室運営要綱第7条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

延長を必要とする理由	
現在の使用許可番号	令和 年 月 日付けシレイ ー 号
現在の使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
延長希望期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

## 開放実験室使用延長許可書

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった開放実験室の使用の延長については、宮崎県工業技術センター開放実験室運営要綱第7条第3項の規定により次のとおり許可します。

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長

1 使用目的

2 使用室番号

3 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（ 月間）

4 その他

様式第7号（第8条関係）

## 開放実験室変更届出書

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

開放実験室使用許可申請事項に変更が生じたので、宮崎県工業技術センター開放実験室運営要綱第8条の規定により次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	変更後

様式第8号（第11条関係）

## 開放実験室使用報告書

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長 殿

事業者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

開放実験室の使用を終了したので、宮崎県工業技術センター開放実験室運営要綱第11条の規定により次のとおり報告書を提出します。

1 使用目的

2 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（ 月間）

3 研究成果

4 その他参考事項